厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百五十五号

厚生労働大臣の定める評価療養、 患者申出療養及び選定療養 (平成十八年厚生労働省告示第四百 九十五

号)第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準 (平成

二十年厚生労働省告示第百二十九号)の一部を次の表のように改正し、令和六年十二月一日から適用する。

令和六年十一月二十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

四テェ		先進医療	生労働士	第三 先進		
テモゾロミド用量強化療法	(略)	///	八臣に個別に 図	医療を適切し		
重強化療法			認められた病	に実施できる	改正	
膠芽腫			州院又は診	る体制を敷	前	
(初発時の初期治療後に			生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する	先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚		7 イディーサイン

第三

先進医療

削除

(略)

生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する

先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚

改

正

後

兀

五~五十四

(略)

五~五十四

(略)

再発又は増悪したものに限る。 テモゾロミド用量強化療法

(傍線部分は改正部分)